

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月9日提出
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目１２番１号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型） 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型） 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型） 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型） 10兆円を上限とします。 三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型） 10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）

三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）

三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）

（以上を総称して愛称を「地球ゴマ」とします。また、以上を総称して、あるいは個別に「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、10兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（５）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）」、「三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）」または「三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（７）【申込期間】

2021年 4月10日から2022年 4月 8日まで

※申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認ください。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（１１）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）」

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

「三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）」

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

「三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）」

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、2兆円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MR F	
追加型		不動産投信		
	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
大型株	年4回	北米	ファンド・	なし		
中小型株	年6回 (隔月)	欧州	オブ・		その他 ()	ロング・
債券	年12回 (毎月)	アジア	ファンズ			ショート型／
一般	日々	オセアニア				絶対収益
公債	その他 ()	中南米				追求型
社債		アフリカ				その他 ()
その他債券		中近東 (中東)				
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						

その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動 産投信、通 貨））） 資産複合 （ ）						
--	--	--	--	--	--	--

三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （ ）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年１２回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （ ）
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動 産投信、通 貨））） 資産複合 （ ）						

三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 （ ）	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年１２回 （毎月） 日々 その他 （ ）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり （ ） なし	日経２２５ ＴＯＰＩＸ その他 （ ）	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型／ 絶対収益 追求型 その他 （ ）
不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株 式、債券、不動 産投信、通 貨））） 資産複合 （ ）						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（ＢＢＢ格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（ＢＢ格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年２回	信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年１２回（毎月）	信託約款において、年１２回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、安定した収益の確保と着実な値上がり益の獲得をめざします。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、着実な値上がり益の獲得と安定した収益の確保をめざします。

「三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)」

世界の株式・債券・オルタナティブ資産を実質的な主要投資対象とし、分散投資を行うことにより、値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色 1

世界の株式・債券といった伝統的資産のみならず、不動産投資信託・絶対収益追求型運用といったオルタナティブ資産を加えた幅広い投資対象に分散投資します。

- 各資産内においては、株式・債券では地域・種別毎に7つの資産クラス、オルタナティブ資産では不動産投資信託(REIT)および絶対収益追求型運用の2つの資産クラスとした合計9つの資産クラスに分けてそれぞれ投資を行います。
- 実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

□ 債券とは、国債、政府機関債、国際機関債、地方債、社債ならびにハイイールド債券(格付会社によりBB格相当以下の低い格付けを付与された社債)などをいいます。

■ 投資対象とする資産クラスおよび投資比率は、ファンドによって異なります。

オルタナティブ資産への投資

「オルタナティブ」とは「～の代わりに、代替」と訳され、投資の世界で「オルタナティブ資産」というと、株式や債券といった伝統的資産とは異なる値動きが想定される投資対象資産もしくは運用手法のことをいいます。こうした値動きの異なる資産を伝統的資産と組み合わせることで分散投資の効果をねらいます。

ファンドにおけるオルタナティブ資産とは・・・

<代替投資対象資産>
不動産投資信託(REIT)

<代替運用手法>
絶対収益追求型運用

<代替投資対象資産>

不動産投資信託(REIT)

不動産投資信託証券とは、不動産投資法人の投資証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。多数の投資家から資金を集めて不動産を所有、管理、運営し、そこから生じる賃貸料収入や売却益を投資家に分配する商品で、一般的にREIT（リート:Real Estate Investment Trust）と呼ばれています。分配金の原資は主に多数の物件からの賃貸料収入などです。

■ 不動産投資信託(REIT)の運用イメージ

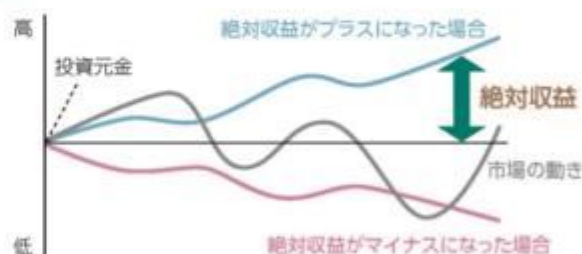


<代替運用手法>

絶対収益追求型運用

絶対収益追求型運用とは、市場の動きを上回ることが目的でなく、投資元金に対する収益を追求することを目的とした代替運用手法です。世界の株式・債券・通貨を取引対象とし、運用者の割安・割高の判断に基づくロング・ショート戦略を行うことにより、市場全体の上下動にかかわらず収益を獲得することを目標とします。そのため、投資成果は運用者の判断に大きく依存します。

■ 絶対収益追求型運用の運用イメージ



❗ 上図は理解を深めていただくことを目的とした概念図であり、運用の成果をお約束するものではありません。

- ❏ ロング・ショート戦略とは、主に割安と判断される資産または通貨を買い建て（ロング）、割高と判断される資産または通貨を売り建てる（ショート）投資手法です。買い建てた資産または通貨の価格上昇による収益獲得機会だけでなく、先物等を売り建てた資産または通貨の価格下落による収益獲得機会を追求します。

❗ 世界の株式・債券・通貨を取引対象としますが、実際の運用にあたっては、株価指数先物、為替予約取引等を活用します。また、絶対収益追求型運用とは、絶対に収益が上がるという意味ではありません。

特色2

お客様の投資目標に合わせて、投資対象とする資産クラスおよび投資比率が異なる、「分配型」「バランス型」「株式重視型」の3ファンドをご用意いたします。

各ファンドの基本方針と基本投資割合

【分配型】

安定した利子収入が期待される債券を組み入れの中心とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長とともに、隔月での収益分配をめざします。



【バランス型】

成長性が期待される株式と、安定した利子収入が期待される債券をバランスよく組み入れ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。



【株式重視型】

成長性が期待される株式を組み入れの中心とし、信託財産の成長をめざします。



それぞれのファンド間でスイッチング（乗換え）可能

- 各資産の種類および資産クラスへの投資比率は上図の通りとすることを基本としますが、実際の投資比率は、基本投資割合からカイ離する場合があります。また、各資産においては、複数の資産クラスに分け投資を行います。また、資産クラスおよび資産クラスの投資比率は市場環境の変化等により見直しを行う場合があります。

❗ スwitchingの際には、換金するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。

📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。



投資信託の調査・評価の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社から助言を受け、各資産クラスについて厳選した投資信託証券(ファンド)を組み入れます。

- 同一資産クラス内の投資信託証券への投資にあたっては、運用特性の分析により複数の投資信託証券を組み合わせる分散投資を行うことがあり、組入比率については、三菱アセット・ブレインズ株式会社からの助言に基づき決定します。また、投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

<投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)>

資産	資産クラス	投資対象とする投資信託証券
株式	日本株式	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF (適格機関投資家限定) ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用) GIMザ・ジャパン (適格機関投資家専用)
	海外株式	MFS外国株グロース・ファンドF (適格機関投資家専用)
	エマージング株式	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用) GIMエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)
債券	日本債券	三菱UFJ 日本債券ファンドF (適格機関投資家限定) ノムラ日本債券オープンF (適格機関投資家専用)
	海外債券	グローバル債券コア・ファンド (適格機関投資家専用)
	エマージング債券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB (適格機関投資家専用)
	ハイイールド債券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)
オルタナティブ資産	不動産投資信託	MUAM J-REITマザーファンド MUAM G-REITマザーファンド
	絶対収益追求型運用	グローバル・アセット・モデル・ファンドF (適格機関投資家専用)

❗ 「資産クラス」は、各投資信託証券の主要投資対象もしくは運用手法です。

❗ 上図は投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後変更となる場合があります。
上図に掲げるすべての投資信託証券に投資を行うとは限りません。

[三菱アセット・ブレインズ株式会社とは]

MAB MITSUBISHI ASSET BRAINS

- ・1998年12月に設立された、投資信託の調査・評価等を行う専門会社
- ・「公平」「中立」「透明性」を確保し、客観的な基準による独自の絶対評価基準に基づき、定性評価を実施

❗ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

<三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資信託証券の評価・選定のポイント>



(出所)三菱アセット・ブレインズ株式会社



「分配型」は年6回、「バランス型」は年4回、「株式重視型」は年2回、毎決算時に分配を行います。

- 「分配型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年5・11月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- 「バランス型」および「株式重視型」の分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 各ファンドについて分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。

<分配のイメージ図>



■ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- ◆ 「分配型」の決算日は、1・3・5・7・9・11月の各9日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- ◆ 「バランス型」の決算日は、1・4・7・10月の各9日（休業日の場合は翌営業日）とします。
- ◆ 「株式重視型」の決算日は、1・7月の各9日（休業日の場合は翌営業日）とします。

- 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- 「分配型」のボーナス分配とは、5・11月の決算時に、2ヵ月毎の安定分配相当額に上乗せして行う分配です。なお、ボーナス分配を行わない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



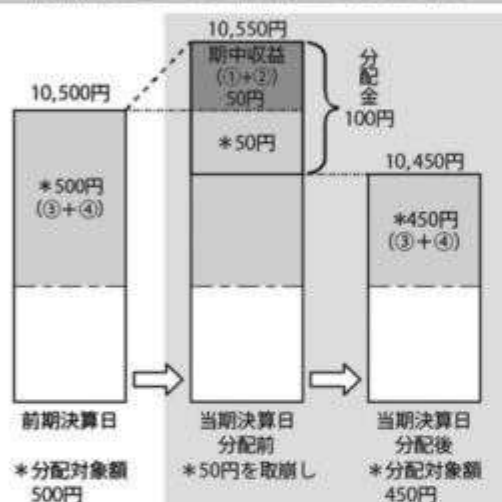
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

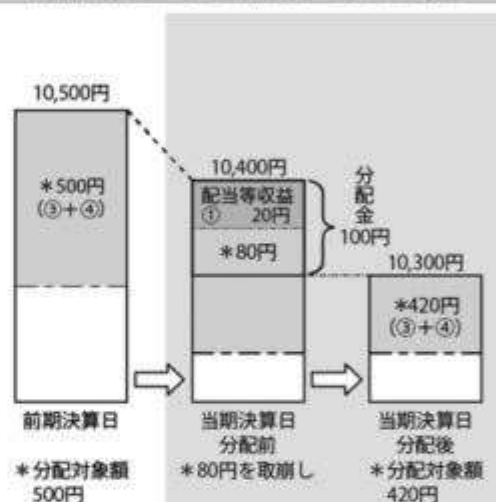
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



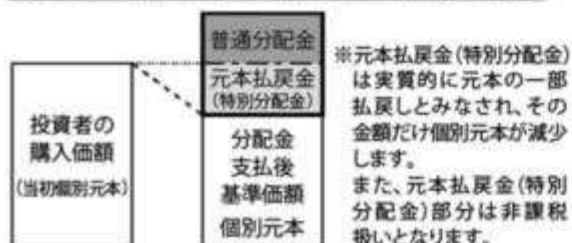
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

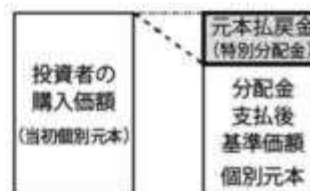
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



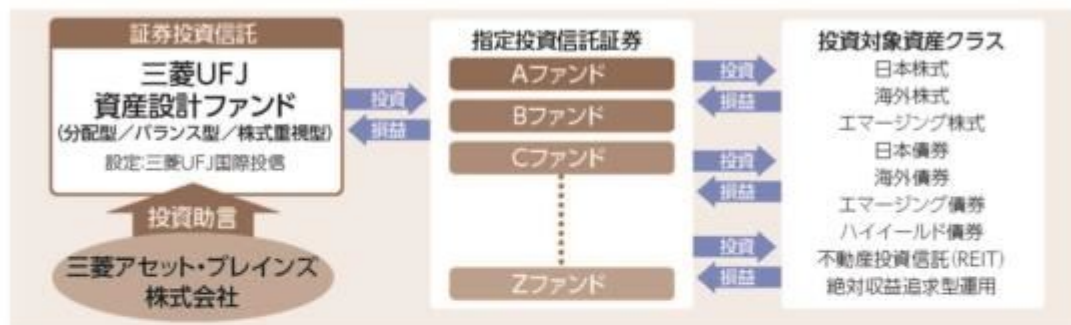
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



1 上図はファンド・オブ・ファンズの仕組みを説明するためのイメージ図です。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

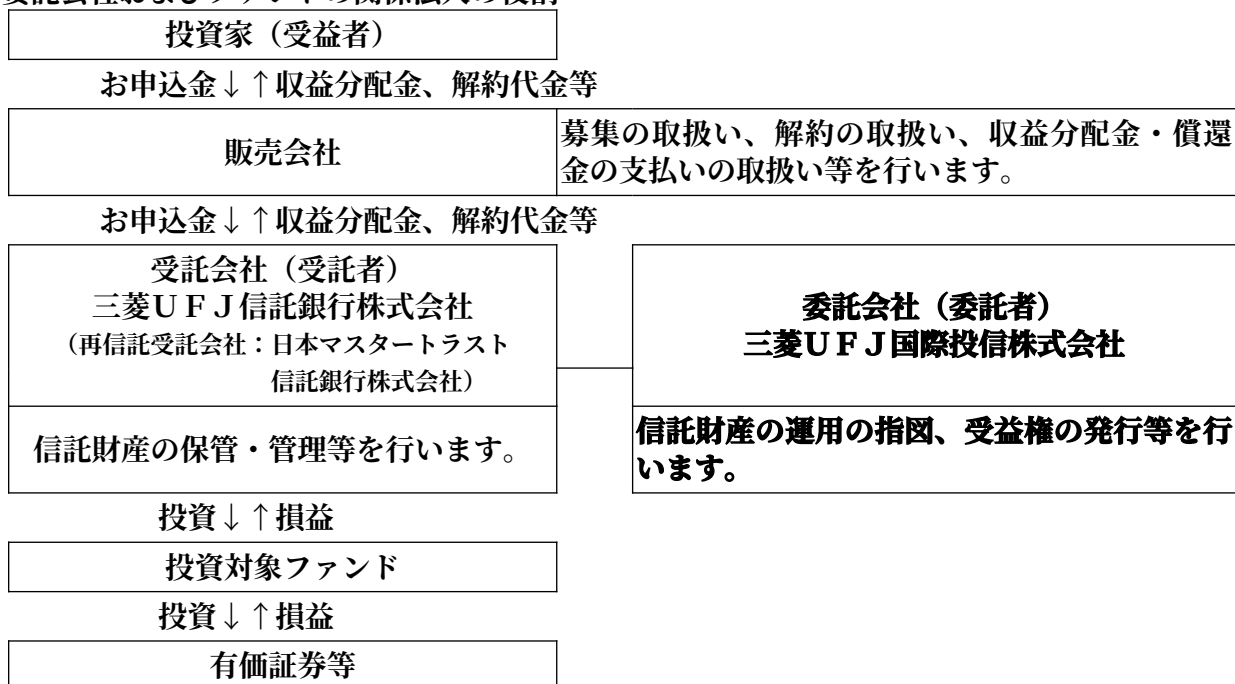
(2) 【ファンドの沿革】

2007年3月28日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況（2021年1月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主として、国内外の各株式、国内外の各債券、世界の不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）について各資産を実質的な投資対象とする投資信託証券、ならびに国内外の株式・債券の先物取引、為替予約取引等を実質的な投資対象とし絶対収益の獲得をめざす投資信託証券に投資します。

各資産毎の投資信託証券への配分比率は、信託財産の純資産総額に対して以下の比率とすることを基本とします。

三菱UFJ 資産設計 ファンド（分配型）	・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね20%程度 ・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね60%程度 ・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度
-------------------------	---

三菱UFJ 資産設計 ファンド（バランス型）	・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね40%程度 ・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね40%程度 ・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度
三菱UFJ 資産設計 ファンド（株式重視型）	・主として株式を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね60%程度 ・主として債券を実質的な投資対象とする投資信託証券 …概ね20%程度 ・主として不動産投資信託証券を実質的な投資対象とする投資信託証券および絶対収益の獲得をめざす投資信託証券 …概ね20%程度

当ファンドの運用目標を達成するため、投資信託の調査・評価等の専門会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社の助言を受け、各資産クラスごとに優れた運用成果を達成すると判断したファンドを選定します。

投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、分散して投資を行います。また各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。

指定投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）に指定されることがあります。

また、投資信託証券への投資は高位を維持することを基本とします。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．約束手形
- ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<指定投資信託証券の概要>

ファンド名	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。
投資対象	日本株バリュー・ファンド・マザーファンド受益証券、日本株グロース・ファンド・マザーファンド受益証券および日本・小型株・ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほかわが国の株式に直接投資することがあります。
ベンチマーク	東証株価指数（TOPIX）
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	GIMザ・ジャパン（適格機関投資家用）
基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「本信託財産」といいます。）の中長期的な成長を図ることを目的に、積極的な運用を行います。
投資対象	「GIMザ・ジャパン・マザーファンド（適格機関投資家専用）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	TOPIX（配当込み）
ファンドの関係法人	委託会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社

ファンド名	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
投資対象	「MFS外国株グロース マザーファンド」受益証券を主要な投資対象とします。
ベンチマーク	ありません。
ファンドの関係法人	委託会社：MFS インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

ファンド名	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資対象	シュローダー・グローバル・エマージング株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。ただし、市況動向等によっては、株式等に直接投資することもあります。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド

ファンド名	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。
投資対象	「GIMエマージング株式マザーファンド（適格機関投資家専用）」の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

ファンド名	三菱UFJ 日本債券ファンドF（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。
投資対象	日本債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。このほか、わが国の公社債に直接投資することがあります。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合インデックス
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンド名	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、信託財産の成長を目標に運用を行なうことを基本とします。
投資対象	親投資信託であるノムラ日本債券オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

ファンド名	グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)
基本方針	安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。
投資対象	グローバル・アグリゲート(除く日本)マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：みずほ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）
-------	---

基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	主として「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」受益証券に投資します。
ベンチマーク	JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル（円換算指数）
ファンドの関係法人	委託会社：アライアンス・バーンスタイン株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッドおよびアライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

ファンド名	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）
基本方針	世界各国の高利回り債券への投資により、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。
投資対象	インベスコ グローバル・ハイ・イールド マザーファンド受益証券（マザーファンド受益証券）を主要投資対象とします。但し、直接債券等に投資する場合があります。
ベンチマーク	ICE BofA グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス（円ベース）
ファンドの関係法人	委託会社：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社：インベスコ・アドバイザーズ・インク

ファンド名	MUAM J-REITマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目標として、運用を行います。
投資対象	わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場している（上場予定を含みます。）不動産投資信託証券（不動産投資法人の投資証券もしくは新投資口予約権証券または不動産投資信託の受益証券をいいます。）を主要投資対象とします。
ベンチマーク	東証REIT指数（配当込み）
ファンドの関係法人	委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンド名	MUAM G-REITマザーファンド
基本方針	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資対象	S&P先進国REITインデックス（除く日本、配当込み、円換算ベース）に採用されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱ＵＦＪ国際投信株式会社 受託会社：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

ファンド名	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）
基本方針	この投資信託は、日本円の短期金利水準を上回る収益の獲得を目指して積極的な運用を行なうことを基本とします。
投資対象	グローバル・アセット・モデル・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。なお、短期有価証券等に直接投資する場合があります。
ベンチマーク	1ヵ月円LIBOR
ファンドの関係法人	委託会社：野村アセットマネジメント株式会社 受託会社：野村信託銀行株式会社

今後、上記の記載内容が変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載

されたものの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

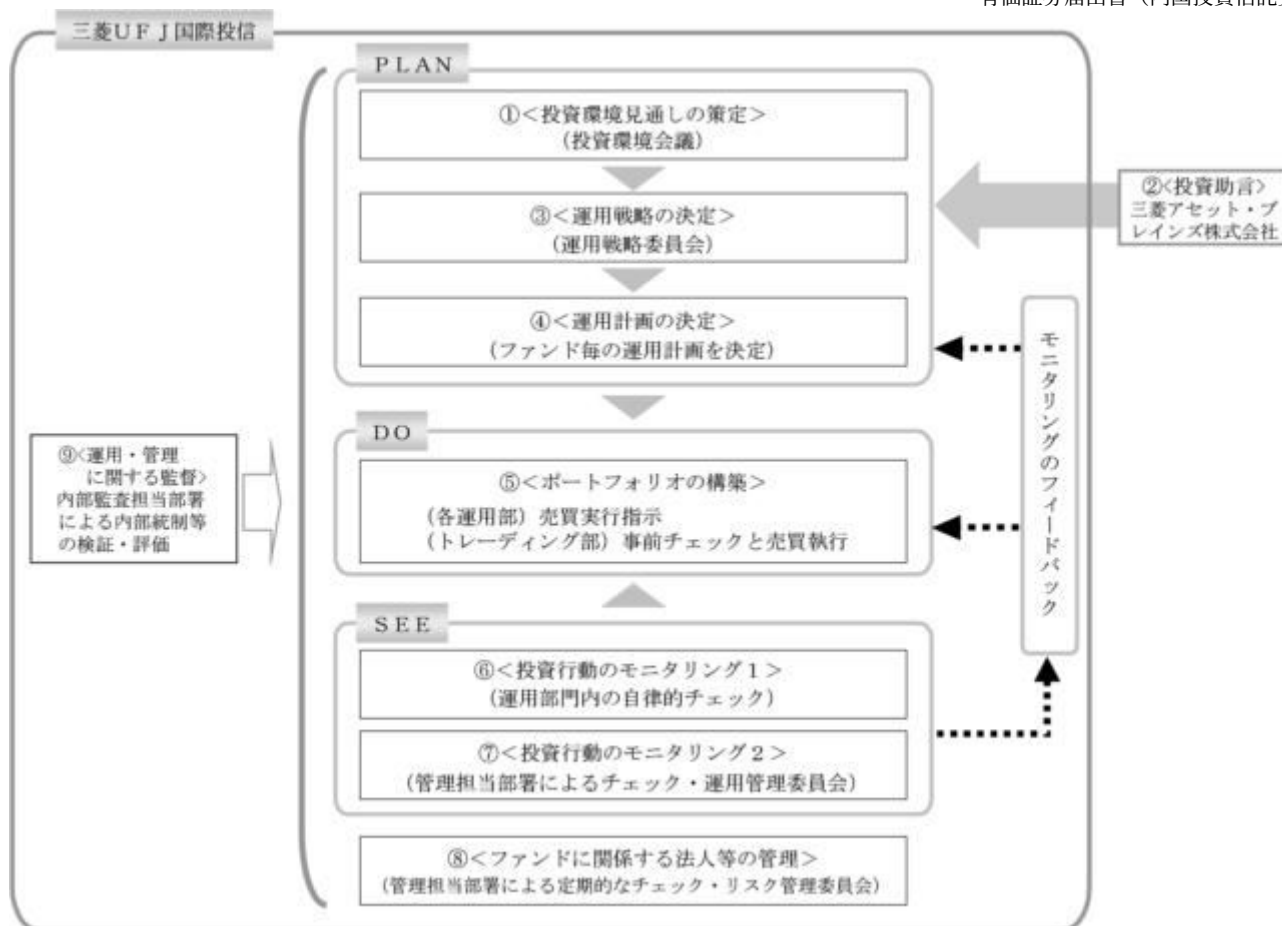
※ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。



指数について

- ・東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されているインデックスを円換算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)は、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)をもとに、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が計算したものです。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI総合インデックス(NOMURA-BPI総合)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル総合インデックス(除く日本円、円ベース)とは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格債券(円建てのものを除く)の値動きを表す指数です。ブルームバーグ(BLOOMBERG)は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピー(Bloomberg Finance L.P.)の商標およびサービスマークです。バークレイズ(BARCLAYS)は、ライセンスに基づき使用されている/バークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank Plc)の商標およびサービスマークです。ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)またはブルームバーグのライセンサーは、ブルームバーグ・バークレイズ・インデックス(BLOOMBERG BARCLAYS INDICES)に対する一切の独占的権利を有しています。
- ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、エマージングマーケット債市場の代表的なインデックスを円換算したものです。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。
- ・ICE BofA グローバル・ハイイールド・コンストレインド・インデックス(円ベース)とは、ICE Data Indices.LLCが算出している、グローバルベースの高利回り債券の値動きを示す代表的な指数を円換算したものです。
- ・東証REIT指数(配当込み)とは、東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を対象として算出した東証REIT指数に、分配金支払いによる権利落ちの修正を加えた指数です。東証REIT指数に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、東証REIT指数の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- ・S&P先進国REITインデックスとは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが有するS&Pグローバル株価指数の採用銘柄の中から、不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出される指数です。S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REITインデックス(除く日本、配当込み)をもとに、委託会社が計算したものです。S&P先進国REITインデックスはS&P Dow Jones Indices LLC (「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®はStandard & Poor's Financial Services LLC (「FS&P」)の登録商標で、Dow Jones®はDow Jones Trademark Holdings LLC (「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJ国際投信株式会社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P先進国REITインデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任を負いません。
- ・1ヵ月円LIBORは、円短期金利の代表的な指標の一つで、ロンドン市場で大手銀行が相互に資金を貸しつける際に適用する金利です。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②投資助言

当ファンドは、三菱アセット・ブレインズ株式会社（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

③運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通し、および②の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

④運用計画の決定

③で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

⑤ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑥投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑦投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑧ファンドに係る法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑨運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健

全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

「三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年５月・１１月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）」

「三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）」

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

①株式

株式への直接投資は行いません。

②外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

③投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

④信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑤公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

⑥資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資

金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑦信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動し、不動産投資信託証券の価格は保有不動産等の価値やそこから得られる収益の増減等により変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債、不動産投資信託証券の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

保有不動産等の価値は、不動産市況、社会情勢等のマクロ的な要因の他、不動産の質や収益増減等の個別の要因によって変動しますが、災害等による保有不動産の滅失、劣化または毀損があった場合には、その影響を大きく受けることがあります。なお、保有不動産等から得られる収益は、賃料水準、稼働率、借入金利等の要因により変動します。

また、不動産投資信託証券は、株式と同様に上場市場で取引が行われ市場の需給を受けて価格が決定しますが、利回りに着目して取引される傾向もあるため、公社債と同様に、金利の影響を受けることがあります。よって、金利の上昇局面では、不動産投資信託証券に対する投資価値が相対的に低下し、不動産投資信託証券の市場価格が下落する場合があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。一般に、有価証券先物取引等は原資産となる有価証券等の価格変動等を受けて価格が変動するため、当ファンドはその影響を受けます。有価証券先物取引等の買い建て価格が下落した場合、もしくは売り建て価格が上昇した場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債、不動産投資信託証券は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれ

が予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債、不動産投資信託証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、不動産投資信託証券は、株式と比べ市場規模が小さく、また、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

投資対象とする投資信託証券には、格付けの低いハイイールド債券を主要投資対象としているものがあり、格付けの高い公社債への投資を行う場合に比べ、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる場合があります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・不動産投資信託証券および不動産投資信託証券が保有する不動産に係る法律、税制、会計などの制度変更が、不動産投資信託証券の価格や配当率に影響を及ぼすことがあります。不動産投資信託証券の投資口数が増加する場合、1口当たりの不動産投資信託証券の収益性が低下することがあります。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択

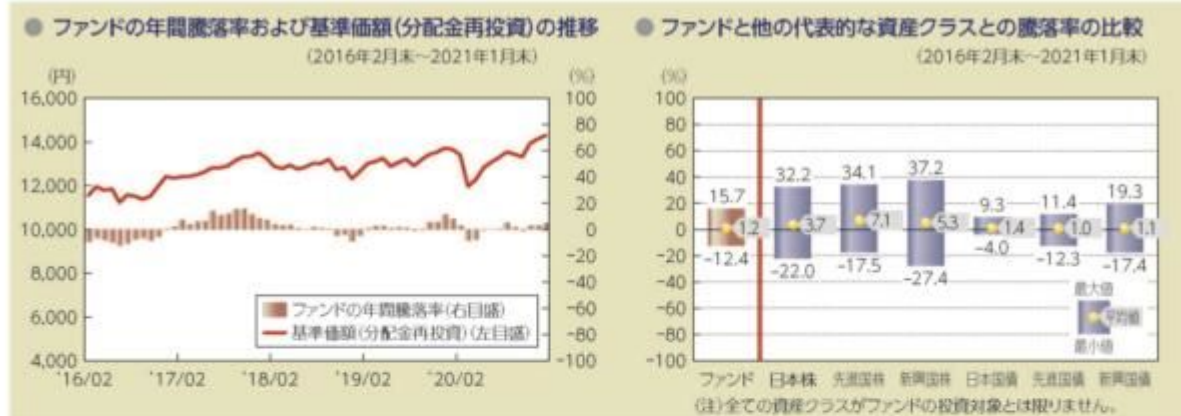
することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

＊組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの指標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、

分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）」、「三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）」または「三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって解約請求受付日当日に他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（２）【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.2%）が差し引かれます。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（３）【信託報酬等】

「三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.935%（税抜0.85%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.36%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.45%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち指定投資信託証券に係る率
年1.62%～1.65%（税込）程度	年0.69%～0.72%（税込）程度

「三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.045%（税抜0.95%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
-----	--------	----------------

委託会社	0.41%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.5%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち指定投資信託証券に係る率
年1.69%～1.74%（税込）程度	年0.65%～0.70%（税込）程度

「三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）」

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.155%（税抜1.05%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.46%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.55%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち指定投資信託証券に係る率
年1.88%～1.95%（税込）程度	年0.73%～0.79%（税込）程度

（注）上記概算値は、投資対象とする指定投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。各指定投資信託証券への投資比率が変動する可能性や指定投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる指定投資信託証券が含まれていることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬率には消費税等相当額はかかりません。

なお、上場投資信託（リート）は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。

＜ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の信託報酬率＞

指定投資信託証券の名称	信託報酬率（税込）
三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	年0.781%
ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	年0.66%
GIMザ・ジャパン（適格機関投資家用）	年0.935%
MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	年0.8657%
シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	年1.056%

G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	年0.946%
三菱UFJ 日本債券ファンドF（適格機関投資家限定）	年0.275%
ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	年0.209%～年0.341%
グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	年0.561%
アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	年0.836%
インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）	年0.913%
MUAM J－REITマザーファンド	—
MUAM G－REITマザーファンド	—
グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	年0.99%＋成功報酬

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、指定投資信託証券の売却に伴う信託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場

株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。
- ③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2021年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）】

（1）【投資状況】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	812,603,940	88.72
親投資信託受益証券	日本	91,399,298	9.98
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	11,909,721	1.30
純資産総額		915,912,959	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 3年 1月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	238,556,088	1.1358	270,952,004	1.14	271,953,940	29.69
日本	投資信託受益証券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）	174,899,987	0.7862	137,506,369	0.7908	138,310,909	15.10
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンド B（適格機関投資家専用）	150,402,056	0.8914	134,068,392	0.8938	134,429,357	14.68
日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンド F（適格機関投資家専用）	7,169	12,524	89,784,556	12,338	88,451,122	9.66
日本	親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	50,324,107	1.5877	79,899,584	1.6543	83,251,170	9.09
日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンド F（適格機関投資家専用）	9,238,078	4.7546	43,923,365	4.742	43,806,965	4.78
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンド F（適格機関投資家限定）	32,889,311	1.1048	36,336,110	1.0956	36,033,529	3.93
日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープン F（適格機関投資家専用）	2,169	16,515	35,821,035	16,443	35,664,867	3.89
日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）	41,152,084	0.6571	27,041,034	0.6601	27,164,490	2.97
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）	12,171,414	1.5662	19,062,868	1.5717	19,129,811	2.09
日本	投資信託受益証券	GIMザ・ジャパン（適格機関投資家専用）	4,158,178	4.2901	17,838,999	4.2468	17,658,950	1.93
日本	親投資信託受益証券	MUAM J－REITマザーファンド	2,408,836	3.2607	7,854,491	3.3826	8,148,128	0.89

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 1月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	88.72
親投資信託受益証券	9.98

合計	98.70
----	-------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第23計算期間末日（平成23年 3月 9日）	5,492,571,946	5,533,895,414	6,646	6,696
第24計算期間末日（平成23年 5月 9日）	5,140,357,184	5,179,653,327	6,541	6,591
第25計算期間末日（平成23年 7月11日）	4,864,726,401	4,901,946,835	6,535	6,585
第26計算期間末日（平成23年 9月 9日）	4,324,943,567	4,360,522,327	6,078	6,128
第27計算期間末日（平成23年11月 9日）	4,002,425,674	4,022,205,300	6,071	6,101
第28計算期間末日（平成24年 1月10日）	3,603,599,434	3,622,008,178	5,873	5,903
第29計算期間末日（平成24年 3月 9日）	3,720,327,126	3,737,475,589	6,508	6,538
第30計算期間末日（平成24年 5月 9日）	3,537,632,734	3,554,335,985	6,354	6,384
第31計算期間末日（平成24年 7月 9日）	3,363,997,203	3,380,158,664	6,244	6,274
第32計算期間末日（平成24年 9月10日）	3,269,205,511	3,284,784,277	6,296	6,326
第33計算期間末日（平成24年11月 9日）	3,186,368,558	3,201,301,933	6,401	6,431
第34計算期間末日（平成25年 1月 9日）	3,401,356,583	3,415,591,898	7,168	7,198
第35計算期間末日（平成25年 3月11日）	3,539,509,336	3,552,945,107	7,903	7,933
第36計算期間末日（平成25年 5月 9日）	3,559,316,146	3,571,900,266	8,485	8,515
第37計算期間末日（平成25年 7月 9日）	3,229,013,029	3,240,980,785	8,094	8,124
第38計算期間末日（平成25年 9月 9日）	3,025,254,645	3,036,693,846	7,934	7,964
第39計算期間末日（平成25年11月11日）	2,923,747,637	2,934,529,316	8,135	8,165
第40計算期間末日（平成26年 1月 9日）	2,785,110,270	2,794,827,510	8,598	8,628
第41計算期間末日（平成26年 3月10日）	2,700,997,427	2,710,440,716	8,581	8,611
第42計算期間末日（平成26年 5月 9日）	2,588,322,549	2,597,408,440	8,546	8,576
第43計算期間末日（平成26年 7月 9日）	2,515,584,904	2,524,242,975	8,716	8,746
第44計算期間末日（平成26年 9月 9日）	2,448,862,214	2,457,012,857	9,014	9,044
第45計算期間末日（平成26年11月10日）	2,423,956,612	2,431,673,141	9,424	9,454

第46計算期間末日	(平成27年 1月 9日)	2,332,599,708	2,339,784,587	9,740	9,770
第47計算期間末日	(平成27年 3月 9日)	2,220,632,175	2,227,487,123	9,718	9,748
第48計算期間末日	(平成27年 5月11日)	2,108,086,818	2,114,545,463	9,792	9,822
第49計算期間末日	(平成27年 7月 9日)	1,933,015,390	1,939,066,305	9,584	9,614
第50計算期間末日	(平成27年 9月 9日)	1,765,846,799	1,771,554,694	9,281	9,311
第51計算期間末日	(平成27年11月 9日)	1,792,770,935	1,798,380,258	9,588	9,618
第52計算期間末日	(平成28年 1月12日)	1,632,032,696	1,637,489,409	8,973	9,003
第53計算期間末日	(平成28年 3月 9日)	1,566,542,067	1,571,916,322	8,745	8,775
第54計算期間末日	(平成28年 5月 9日)	1,502,063,281	1,507,279,294	8,639	8,669
第55計算期間末日	(平成28年 7月11日)	1,406,406,108	1,411,496,504	8,289	8,319
第56計算期間末日	(平成28年 9月 9日)	1,433,227,218	1,438,240,342	8,577	8,607
第57計算期間末日	(平成28年11月 9日)	1,349,225,938	1,354,075,087	8,347	8,377
第58計算期間末日	(平成29年 1月10日)	1,414,227,695	1,418,828,035	9,223	9,253
第59計算期間末日	(平成29年 3月 9日)	1,370,123,738	1,374,600,211	9,182	9,212
第60計算期間末日	(平成29年 5月 9日)	1,337,523,666	1,341,833,196	9,311	9,341
第61計算期間末日	(平成29年 7月10日)	1,310,911,430	1,315,078,292	9,438	9,468
第62計算期間末日	(平成29年 9月11日)	1,253,563,550	1,257,599,932	9,317	9,347
第63計算期間末日	(平成29年11月 9日)	1,254,428,340	1,258,275,797	9,781	9,811
第64計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	1,223,987,620	1,227,707,586	9,871	9,901
第65計算期間末日	(平成30年 3月 9日)	1,120,586,975	1,124,222,012	9,248	9,278
第66計算期間末日	(平成30年 5月 9日)	1,116,388,279	1,119,996,686	9,282	9,312
第67計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	1,087,733,126	1,091,253,597	9,269	9,299
第68計算期間末日	(平成30年 9月10日)	1,059,263,206	1,062,723,083	9,185	9,215
第69計算期間末日	(平成30年11月 9日)	1,050,598,700	1,054,012,906	9,231	9,261
第70計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	985,013,941	988,398,393	8,731	8,761
第71計算期間末日	(平成31年 3月11日)	1,028,686,040	1,032,063,212	9,138	9,168
第72計算期間末日	(令和 1年 5月 9日)	1,012,857,405	1,016,165,309	9,186	9,216
第73計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,014,904,101	1,018,174,012	9,311	9,341
第74計算期間末日	(令和 1年 9月 9日)	992,795,716	996,046,764	9,161	9,191
第75計算期間末日	(令和 1年11月11日)	991,708,220	994,881,245	9,376	9,406
第76計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	976,280,376	979,362,471	9,503	9,533
第77計算期間末日	(令和 2年 3月 9日)	881,153,461	884,150,819	8,819	8,849
第78計算期間末日	(令和 2年 5月11日)	842,310,789	845,277,116	8,519	8,549
第79計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	897,424,845	900,379,098	9,113	9,143
第80計算期間末日	(令和 2年 9月 9日)	913,725,229	916,672,701	9,300	9,330
第81計算期間末日	(令和 2年11月 9日)	901,709,994	904,636,744	9,243	9,273
第82計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	921,044,835	923,887,108	9,722	9,752
	令和 2年 1月末日	956,683,458	—	9,514	—
	2月末日	936,779,071	—	9,340	—
	3月末日	826,626,875	—	8,307	—
	4月末日	843,188,304	—	8,521	—
	5月末日	877,260,067	—	8,867	—

6月末日	886,094,527	—	9,043	—
7月末日	902,372,323	—	9,161	—
8月末日	918,237,973	—	9,338	—
9月末日	905,268,623	—	9,237	—
10月末日	892,502,871	—	9,150	—
11月末日	923,227,879	—	9,542	—
12月末日	919,033,495	—	9,681	—
令和 3年 1月末日	915,912,959	—	9,761	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	30円
第43計算期間	30円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	30円

第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	30円
第56計算期間	30円
第57計算期間	30円
第58計算期間	30円
第59計算期間	30円
第60計算期間	30円
第61計算期間	30円
第62計算期間	30円
第63計算期間	30円
第64計算期間	30円
第65計算期間	30円
第66計算期間	30円
第67計算期間	30円
第68計算期間	30円
第69計算期間	30円
第70計算期間	30円
第71計算期間	30円
第72計算期間	30円
第73計算期間	30円
第74計算期間	30円
第75計算期間	30円
第76計算期間	30円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第23計算期間	2.38
第24計算期間	△0.82
第25計算期間	0.67
第26計算期間	△6.22
第27計算期間	0.37
第28計算期間	△2.76

第29計算期間	11.32
第30計算期間	△1.90
第31計算期間	△1.25
第32計算期間	1.31
第33計算期間	2.14
第34計算期間	12.45
第35計算期間	10.67
第36計算期間	7.74
第37計算期間	△4.25
第38計算期間	△1.60
第39計算期間	2.91
第40計算期間	6.06
第41計算期間	0.15
第42計算期間	△0.05
第43計算期間	2.34
第44計算期間	3.76
第45計算期間	4.88
第46計算期間	3.67
第47計算期間	0.08
第48計算期間	1.07
第49計算期間	△1.81
第50計算期間	△2.84
第51計算期間	3.63
第52計算期間	△6.10
第53計算期間	△2.20
第54計算期間	△0.86
第55計算期間	△3.70
第56計算期間	3.83
第57計算期間	△2.33
第58計算期間	10.85
第59計算期間	△0.11
第60計算期間	1.73
第61計算期間	1.68
第62計算期間	△0.96
第63計算期間	5.30
第64計算期間	1.22
第65計算期間	△6.00
第66計算期間	0.69
第67計算期間	0.18
第68計算期間	△0.58
第69計算期間	0.82
第70計算期間	△5.09

第71計算期間	5.00
第72計算期間	0.85
第73計算期間	1.68
第74計算期間	△1.28
第75計算期間	2.67
第76計算期間	1.67
第77計算期間	△6.88
第78計算期間	△3.06
第79計算期間	7.32
第80計算期間	2.38
第81計算期間	△0.29
第82計算期間	5.50

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第23計算期間	21,130,129	661,896,617	8,264,693,609
第24計算期間	15,388,768	420,853,706	7,859,228,671
第25計算期間	15,546,921	430,688,791	7,444,086,801
第26計算期間	14,430,166	342,764,845	7,115,752,122
第27計算期間	16,509,047	539,052,203	6,593,208,966
第28計算期間	8,029,978	464,990,770	6,136,248,174
第29計算期間	8,158,779	428,252,385	5,716,154,568
第30計算期間	14,764,111	163,168,194	5,567,750,485
第31計算期間	7,271,240	187,867,892	5,387,153,833
第32計算期間	9,073,583	203,305,390	5,192,922,026
第33計算期間	10,705,903	225,836,190	4,977,791,739
第34計算期間	6,647,454	239,333,984	4,745,105,209
第35計算期間	7,292,785	273,807,577	4,478,590,417
第36計算期間	7,096,392	290,979,903	4,194,706,906
第37計算期間	3,998,420	209,453,158	3,989,252,168
第38計算期間	4,620,406	180,805,494	3,813,067,080
第39計算期間	3,982,157	223,156,202	3,593,893,035
第40計算期間	4,690,165	359,502,890	3,239,080,310
第41計算期間	3,719,619	95,036,634	3,147,763,295
第42計算期間	3,741,057	122,873,813	3,028,630,539
第43計算期間	2,360,833	144,967,485	2,886,023,887
第44計算期間	3,876,741	173,019,494	2,716,881,134
第45計算期間	2,615,867	147,320,640	2,572,176,361
第46計算期間	1,898,237	179,114,842	2,394,959,756

第47計算期間	4,079,131	114,055,961	2,284,982,926
第48計算期間	1,779,290	133,880,263	2,152,881,953
第49計算期間	1,567,024	137,477,201	2,016,971,776
第50計算期間	1,431,946	115,772,031	1,902,631,691
第51計算期間	1,539,499	34,396,548	1,869,774,642
第52計算期間	1,348,693	52,218,938	1,818,904,397
第53計算期間	1,433,978	28,920,038	1,791,418,337
第54計算期間	1,338,593	54,085,848	1,738,671,082
第55計算期間	1,536,577	43,408,954	1,696,798,705
第56計算期間	1,454,887	27,211,941	1,671,041,651
第57計算期間	1,362,989	56,021,507	1,616,383,133
第58計算期間	1,308,308	84,244,501	1,533,446,940
第59計算期間	1,543,818	42,832,770	1,492,157,988
第60計算期間	1,050,739	56,698,464	1,436,510,263
第61計算期間	2,051,364	49,607,626	1,388,954,001
第62計算期間	3,086,505	46,579,625	1,345,460,881
第63計算期間	946,228	63,921,345	1,282,485,764
第64計算期間	1,075,691	43,572,500	1,239,988,955
第65計算期間	881,037	29,190,783	1,211,679,209
第66計算期間	884,854	9,761,405	1,202,802,658
第67計算期間	893,801	30,205,827	1,173,490,632
第68計算期間	859,403	21,057,604	1,153,292,431
第69計算期間	851,741	16,075,361	1,138,068,811
第70計算期間	870,980	10,788,876	1,128,150,915
第71計算期間	864,343	3,290,962	1,125,724,296
第72計算期間	857,540	23,946,949	1,102,634,887
第73計算期間	826,559	13,490,950	1,089,970,496
第74計算期間	823,058	7,110,570	1,083,682,984
第75計算期間	822,381	26,830,224	1,057,675,141
第76計算期間	750,601	31,060,416	1,027,365,326
第77計算期間	809,706	29,055,521	999,119,511
第78計算期間	2,021,907	12,365,708	988,775,710
第79計算期間	8,046,752	12,071,188	984,751,274
第80計算期間	833,275	3,093,739	982,490,810
第81計算期間	844,591	7,751,884	975,583,517
第82計算期間	1,132,968	29,292,003	947,424,482

【三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 1月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,546,868,365	88.54
親投資信託受益証券	日本	177,526,029	10.16
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	－	22,687,171	1.30
純資産総額		1,747,081,565	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 1月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	90,898,875	4.7546	432,187,791	4.742	431,042,465	24.67
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	302,976,728	1.1357	344,113,696	1.14	345,393,469	19.77
日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	13,796	12,524	172,781,104	12,338	170,215,048	9.74
日本	親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	95,982,804	1.5889	152,507,078	1.6543	158,784,352	9.09
日本	投資信託受益証券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）	109,962,002	0.7862	86,452,125	0.7908	86,957,951	4.98
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	96,006,799	0.8914	85,580,460	0.8938	85,810,876	4.91
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ 日本債券ファンドF（適格機関投資家限定）	91,936,571	0.9333	85,804,401	0.9315	85,638,915	4.90
日本	投資信託受益証券	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	6,216	13,725	85,314,600	13,718	85,271,088	4.88
日本	投資信託受益証券	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	61,316,398	1.1048	67,742,356	1.0956	67,178,245	3.85
日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	4,061	16,515	67,067,415	16,443	66,775,023	3.82
日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	74,770,581	0.6571	49,131,748	0.6601	49,356,060	2.83
日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	24,178,133	1.5662	37,867,791	1.5717	38,000,771	2.18
日本	投資信託受益証券	GIMザ・ジャパン（適格機関投資家専用）	8,295,294	4.2901	35,587,640	4.2468	35,228,454	2.02
日本	親投資信託受益証券	MUAM J－REITマザーファンド	5,540,613	3.2607	18,066,276	3.3826	18,741,677	1.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 1月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	88.54
親投資信託受益証券	10.16
合計	98.70

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16計算期間末日（平成23年 4月11日）	8,779,910,794	8,818,754,298	6,781	6,811
第17計算期間末日（平成23年 7月11日）	7,767,054,735	7,802,413,553	6,590	6,620
第18計算期間末日（平成23年10月11日）	6,474,900,114	6,508,356,773	5,806	5,836
第19計算期間末日（平成24年 1月10日）	6,138,091,109	6,169,416,593	5,878	5,908
第20計算期間末日（平成24年 4月 9日）	6,381,195,281	6,410,686,594	6,491	6,521
第21計算期間末日（平成24年 7月 9日）	5,856,927,660	5,885,326,053	6,187	6,217
第22計算期間末日（平成24年10月 9日）	5,760,490,194	5,787,858,762	6,314	6,344
第23計算期間末日（平成25年 1月 9日）	6,048,532,468	6,074,163,379	7,080	7,110
第24計算期間末日（平成25年 4月 9日）	6,527,616,056	6,551,617,698	8,159	8,189
第25計算期間末日（平成25年 7月 9日）	6,115,046,711	6,137,638,800	8,120	8,150
第26計算期間末日（平成25年10月 9日）	5,843,957,916	5,865,688,663	8,068	8,098
第27計算期間末日（平成26年 1月 9日）	5,678,741,888	5,698,225,885	8,744	8,774
第28計算期間末日（平成26年 4月 9日）	5,340,406,878	5,358,967,943	8,632	8,662
第29計算期間末日（平成26年 7月 9日）	5,189,894,991	5,207,444,249	8,872	8,902
第30計算期間末日（平成26年10月 9日）	4,864,946,763	4,881,048,587	9,064	9,094
第31計算期間末日（平成27年 1月 9日）	4,622,898,309	4,636,916,516	9,893	9,923
第32計算期間末日（平成27年 4月 9日）	4,258,884,961	4,271,617,170	10,035	10,065
第33計算期間末日（平成27年 7月 9日）	3,699,046,372	3,710,402,158	9,772	9,802

第34計算期間末日	(平成27年10月 9日)	3,403,041,045	3,413,661,580	9,613	9,643
第35計算期間末日	(平成28年 1月12日)	3,020,475,586	3,030,417,896	9,114	9,144
第36計算期間末日	(平成28年 4月11日)	2,877,718,698	2,887,431,140	8,889	8,919
第37計算期間末日	(平成28年 7月11日)	2,680,198,649	2,689,586,819	8,565	8,595
第38計算期間末日	(平成28年10月11日)	2,702,395,254	2,711,556,578	8,849	8,879
第39計算期間末日	(平成29年 1月10日)	2,690,467,365	2,698,939,226	9,527	9,557
第40計算期間末日	(平成29年 4月10日)	2,494,978,997	2,502,906,917	9,441	9,471
第41計算期間末日	(平成29年 7月10日)	2,497,613,850	2,505,197,495	9,880	9,910
第42計算期間末日	(平成29年10月10日)	2,362,928,443	2,373,464,751	10,092	10,137
第43計算期間末日	(平成30年 1月 9日)	2,262,932,494	2,308,846,315	10,350	10,560
第44計算期間末日	(平成30年 4月 9日)	2,061,596,994	2,067,964,698	9,713	9,743
第45計算期間末日	(平成30年 7月 9日)	2,064,604,903	2,070,872,597	9,882	9,912
第46計算期間末日	(平成30年10月 9日)	1,970,317,869	1,976,285,383	9,905	9,935
第47計算期間末日	(平成31年 1月 9日)	1,812,072,715	1,817,963,277	9,229	9,259
第48計算期間末日	(平成31年 4月 9日)	1,929,295,198	1,935,075,397	10,013	10,043
第49計算期間末日	(令和 1年 7月 9日)	1,896,751,475	1,902,454,888	9,977	10,007
第50計算期間末日	(令和 1年10月 9日)	1,843,363,787	1,849,018,782	9,779	9,809
第51計算期間末日	(令和 2年 1月 9日)	1,877,834,716	1,910,134,341	10,174	10,349
第52計算期間末日	(令和 2年 4月 9日)	1,614,968,455	1,620,377,898	8,956	8,986
第53計算期間末日	(令和 2年 7月 9日)	1,749,131,355	1,754,526,505	9,726	9,756
第54計算期間末日	(令和 2年10月 9日)	1,796,179,717	1,801,512,832	10,104	10,134
第55計算期間末日	(令和 3年 1月12日)	1,778,197,048	1,818,469,213	10,376	10,611
令和 2年 1月末日		1,869,802,935	—	10,171	—
2月末日		1,787,910,916	—	9,824	—
3月末日		1,592,794,172	—	8,820	—
4月末日		1,644,171,454	—	9,133	—
5月末日		1,701,589,210	—	9,455	—
6月末日		1,727,446,884	—	9,606	—
7月末日		1,761,416,654	—	9,792	—
8月末日		1,791,181,153	—	10,055	—
9月末日		1,768,532,947	—	9,948	—
10月末日		1,732,902,577	—	9,795	—
11月末日		1,794,532,217	—	10,330	—
12月末日		1,805,423,812	—	10,490	—
令和 3年 1月末日		1,747,081,565	—	10,400	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	30円
第17計算期間	30円

第18計算期間	30円
第19計算期間	30円
第20計算期間	30円
第21計算期間	30円
第22計算期間	30円
第23計算期間	30円
第24計算期間	30円
第25計算期間	30円
第26計算期間	30円
第27計算期間	30円
第28計算期間	30円
第29計算期間	30円
第30計算期間	30円
第31計算期間	30円
第32計算期間	30円
第33計算期間	30円
第34計算期間	30円
第35計算期間	30円
第36計算期間	30円
第37計算期間	30円
第38計算期間	30円
第39計算期間	30円
第40計算期間	30円
第41計算期間	30円
第42計算期間	45円
第43計算期間	210円
第44計算期間	30円
第45計算期間	30円
第46計算期間	30円
第47計算期間	30円
第48計算期間	30円
第49計算期間	30円
第50計算期間	30円
第51計算期間	175円
第52計算期間	30円
第53計算期間	30円
第54計算期間	30円
第55計算期間	235円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第16計算期間	4.89
第17計算期間	△2.37
第18計算期間	△11.44
第19計算期間	1.75
第20計算期間	10.93
第21計算期間	△4.22
第22計算期間	2.53
第23計算期間	12.60
第24計算期間	15.66
第25計算期間	△0.11
第26計算期間	△0.27
第27計算期間	8.75
第28計算期間	△0.93
第29計算期間	3.12
第30計算期間	2.50
第31計算期間	9.47
第32計算期間	1.73
第33計算期間	△2.32
第34計算期間	△1.32
第35計算期間	△4.87
第36計算期間	△2.13
第37計算期間	△3.30
第38計算期間	3.66
第39計算期間	8.00
第40計算期間	△0.58
第41計算期間	4.96
第42計算期間	2.60
第43計算期間	4.63
第44計算期間	△5.86
第45計算期間	2.04
第46計算期間	0.53
第47計算期間	△6.52
第48計算期間	8.82
第49計算期間	△0.05
第50計算期間	△1.68
第51計算期間	5.82
第52計算期間	△11.67
第53計算期間	8.93
第54計算期間	4.19
第55計算期間	5.01

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第16計算期間	29,656,028	1,128,998,507	12,947,834,701
第17計算期間	28,095,176	1,189,657,050	11,786,272,827
第18計算期間	27,823,562	661,876,704	11,152,219,685
第19計算期間	26,242,967	736,634,527	10,441,828,125
第20計算期間	28,909,842	640,300,061	9,830,437,906
第21計算期間	23,178,120	387,484,853	9,466,131,173
第22計算期間	22,762,385	366,037,321	9,122,856,237
第23計算期間	23,052,103	602,271,103	8,543,637,237
第24計算期間	22,547,579	565,637,217	8,000,547,599
第25計算期間	14,608,204	484,459,279	7,530,696,524
第26計算期間	21,369,775	308,483,789	7,243,582,510
第27計算期間	22,694,202	771,610,862	6,494,665,850
第28計算期間	12,605,796	320,249,781	6,187,021,865
第29計算期間	10,252,052	347,521,082	5,849,752,835
第30計算期間	13,458,896	495,936,827	5,367,274,904
第31計算期間	8,470,748	703,009,783	4,672,735,869
第32計算期間	8,519,038	437,185,133	4,244,069,774
第33計算期間	11,202,263	470,009,967	3,785,262,070
第34計算期間	6,649,545	251,733,004	3,540,178,611
第35計算期間	4,771,370	230,846,344	3,314,103,637
第36計算期間	5,473,831	82,096,599	3,237,480,869
第37計算期間	5,202,112	113,292,886	3,129,390,095
第38計算期間	5,548,299	81,163,548	3,053,774,846
第39計算期間	4,963,151	234,784,157	2,823,953,840
第40計算期間	4,020,306	185,333,980	2,642,640,166
第41計算期間	8,608,066	123,366,362	2,527,881,870
第42計算期間	4,021,603	190,501,518	2,341,401,955
第43計算期間	4,709,995	159,739,496	2,186,372,454
第44計算期間	15,438,151	79,242,508	2,122,568,097
第45計算期間	3,031,334	36,367,999	2,089,231,432
第46計算期間	3,869,540	103,929,540	1,989,171,432
第47計算期間	2,956,982	28,607,609	1,963,520,805
第48計算期間	3,096,526	39,884,329	1,926,733,002
第49計算期間	2,847,489	28,442,600	1,901,137,891
第50計算期間	2,879,728	19,019,028	1,884,998,591
第51計算期間	2,877,149	42,182,831	1,845,692,909

第52計算期間	12,041,210	54,586,214	1,803,147,905
第53計算期間	3,185,857	7,950,403	1,798,383,359
第54計算期間	4,106,345	24,784,613	1,777,705,091
第55計算期間	3,773,189	67,769,115	1,713,709,165

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）】

（１）【投資状況】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	727,722,072	89.80
親投資信託受益証券	日本	82,432,103	10.17
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	216,658	0.03
純資産総額		810,370,833	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 3年 1月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	51,514,589	4.7539	244,897,581	4.742	244,282,181	30.14
日本	投資信託受益証券	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	71,633,561	1.1357	81,357,695	1.14	81,662,259	10.08
日本	投資信託受益証券	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	6,435	12,520.72	80,570,849	12,338	79,395,030	9.80
日本	親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	45,579,744	1.5887	72,415,267	1.6543	75,402,570	9.30
日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	3,976	16,515	65,663,640	16,443	65,377,368	8.07
日本	投資信託受益証券	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	58,900,990	1.1048	65,073,813	1.0956	64,531,924	7.96
日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	70,901,934	0.6571	46,589,660	0.6601	46,802,366	5.78
日本	投資信託受益証券	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F（適格機関投資家専用）	51,434,076	0.7862	40,437,470	0.7908	40,674,067	5.02
日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	45,421,759	0.8911	40,475,401	0.8938	40,597,968	5.01

日本	投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージェンシング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	20,993,660	1.5662	32,880,270	1.5717	32,995,735	4.07
日本	投資信託受益証券	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家専用）	7,394,550	4.2901	31,723,358	4.2468	31,403,174	3.88
日本	親投資信託受益証券	MUAM J－REITマザーファンド	2,078,145	3.2607	6,776,207	3.3826	7,029,533	0.87

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 3年 1月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	89.80
親投資信託受益証券	10.17
合計	99.97

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和3年1月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日（平成23年 7月11日）	3,341,285,171	3,354,450,572	6,345	6,370
第10計算期間末日（平成24年 1月10日）	2,467,755,441	2,479,007,128	5,483	5,508
第11計算期間末日（平成24年 7月 9日）	2,443,514,059	2,453,983,392	5,835	5,860
第12計算期間末日（平成25年 1月 9日）	2,436,617,709	2,445,483,931	6,871	6,896
第13計算期間末日（平成25年 7月 9日）	2,519,153,520	2,526,827,015	8,207	8,232
第14計算期間末日（平成26年 1月 9日）	2,361,171,330	2,367,728,326	9,002	9,027
第15計算期間末日（平成26年 7月 9日）	2,198,685,038	2,204,697,075	9,143	9,168
第16計算期間末日（平成27年 1月 9日）	1,933,782,725	1,958,589,330	10,134	10,264
第17計算期間末日（平成27年 7月 9日）	1,543,130,380	1,555,373,083	10,084	10,164
第18計算期間末日（平成28年 1月12日）	1,270,168,704	1,273,618,751	9,204	9,229

第19計算期間末日	（平成28年 7月11日）	1,132,036,747	1,135,337,501	8,574	8,599
第20計算期間末日	（平成29年 1月10日）	1,187,749,625	1,190,735,500	9,945	9,970
第21計算期間末日	（平成29年 7月10日）	1,069,144,396	1,097,704,300	10,295	10,570
第22計算期間末日	（平成30年 1月 9日）	980,063,023	1,034,372,193	10,828	11,428
第23計算期間末日	（平成30年 7月 9日）	909,617,370	916,319,676	10,179	10,254
第24計算期間末日	（平成31年 1月 9日）	807,826,037	809,992,061	9,324	9,349
第25計算期間末日	（令和 1年 7月 9日）	864,438,440	868,248,527	10,210	10,255
第26計算期間末日	（令和 2年 1月 9日）	827,510,266	858,958,018	10,394	10,789
第27計算期間末日	（令和 2年 7月 9日）	772,406,569	774,383,948	9,766	9,791
第28計算期間末日	（令和 3年 1月12日）	810,801,275	843,064,578	10,681	11,106
	令和 2年 1月末日	827,094,388	—	10,324	—
	2月末日	783,796,979	—	9,826	—
	3月末日	680,962,518	—	8,595	—
	4月末日	715,047,379	—	9,023	—
	5月末日	746,801,354	—	9,429	—
	6月末日	758,069,121	—	9,585	—
	7月末日	775,631,199	—	9,817	—
	8月末日	797,593,167	—	10,180	—
	9月末日	786,159,291	—	10,080	—
	10月末日	769,391,170	—	9,963	—
	11月末日	822,060,541	—	10,689	—
	12月末日	835,982,111	—	10,891	—
	令和 3年 1月末日	810,370,833	—	10,696	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第9計算期間	25円
第10計算期間	25円
第11計算期間	25円
第12計算期間	25円
第13計算期間	25円
第14計算期間	25円
第15計算期間	25円
第16計算期間	130円
第17計算期間	80円
第18計算期間	25円
第19計算期間	25円
第20計算期間	25円
第21計算期間	275円
第22計算期間	600円

第23計算期間	75円
第24計算期間	25円
第25計算期間	45円
第26計算期間	395円
第27計算期間	25円
第28計算期間	425円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	1.82
第10計算期間	△13.19
第11計算期間	6.87
第12計算期間	18.18
第13計算期間	19.80
第14計算期間	9.99
第15計算期間	1.84
第16計算期間	12.26
第17計算期間	0.29
第18計算期間	△8.47
第19計算期間	△6.57
第20計算期間	16.28
第21計算期間	6.28
第22計算期間	11.00
第23計算期間	△5.30
第24計算期間	△8.15
第25計算期間	9.98
第26計算期間	5.67
第27計算期間	△5.80
第28計算期間	13.72

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第9計算期間	276,890,626	587,854,363	5,266,160,782
第10計算期間	19,860,451	785,346,168	4,500,675,065
第11計算期間	25,755,987	338,697,743	4,187,733,309
第12計算期間	15,472,463	656,716,669	3,546,489,103
第13計算期間	32,868,112	509,959,166	3,069,398,049

第14計算期間	9,034,533	455,633,930	2,622,798,652
第15計算期間	7,234,473	225,218,034	2,404,815,091
第16計算期間	8,039,553	504,654,187	1,908,200,457
第17計算期間	13,150,095	391,012,624	1,530,337,928
第18計算期間	7,063,519	157,382,618	1,380,018,829
第19計算期間	3,969,650	63,686,564	1,320,301,915
第20計算期間	4,023,850	129,975,609	1,194,350,156
第21計算期間	5,583,545	161,391,735	1,038,541,966
第22計算期間	38,896,735	172,285,853	905,152,848
第23計算期間	25,582,900	37,094,909	893,640,839
第24計算期間	6,674,377	33,905,247	866,409,969
第25計算期間	2,820,292	22,544,237	846,686,024
第26計算期間	3,333,474	53,873,868	796,145,630
第27計算期間	16,827,446	22,021,127	790,951,949
第28計算期間	2,403,405	34,218,803	759,136,551

《参考情報》

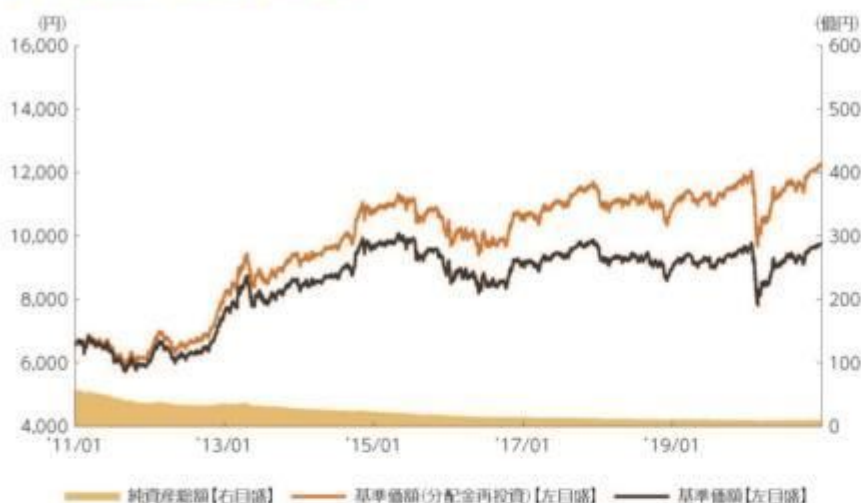


運用実績

2021年1月29日現在

三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型)

■基準価額・純資産の推移 2011年1月31日～2021年1月29日



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	9,761円
純資産総額	9.1億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年 1月	30円
2020年 11月	30円
2020年 9月	30円
2020年 7月	30円
2020年 5月	30円
2020年 3月	30円
直近1年間累計	180円
設定来累計	2,995円

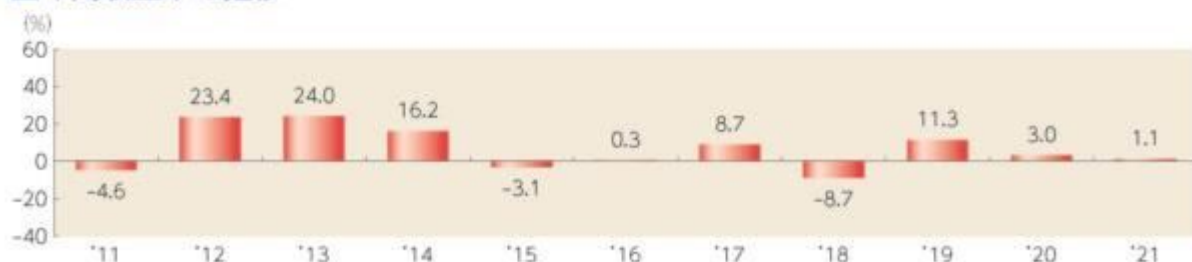
・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	29.7%
2 インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	15.1%
3 アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	14.7%
4 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.7%
5 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.1%
6 MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	4.8%
7 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	3.9%
8 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	3.9%
9 GWMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	3.0%
10 シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	2.1%

・比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

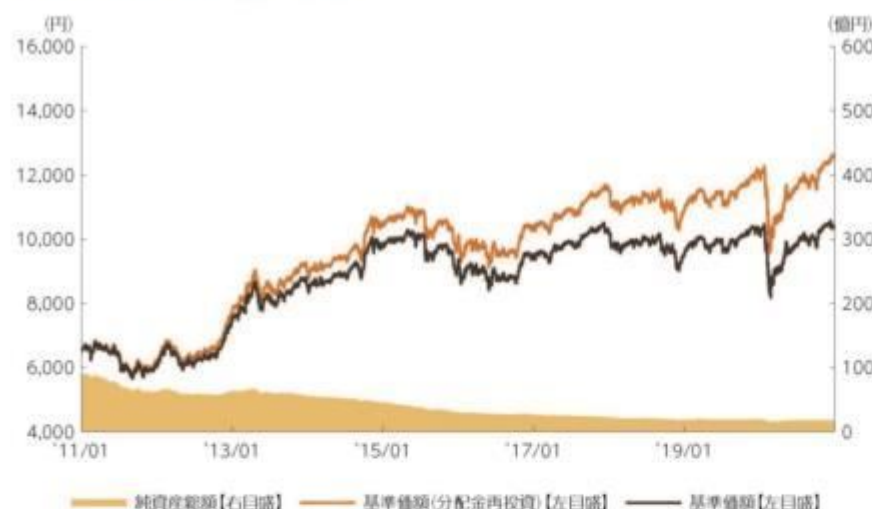


- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2021年は年初から1月29日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(バランス型)

■基準価額・純資産の推移 2011年1月31日～2021年1月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,400円
純資産総額	17.4億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年1月	235円
2020年10月	30円
2020年7月	30円
2020年4月	30円
2020年1月	175円
2019年10月	30円
直近1年間累計	325円
設定来累計	2,515円

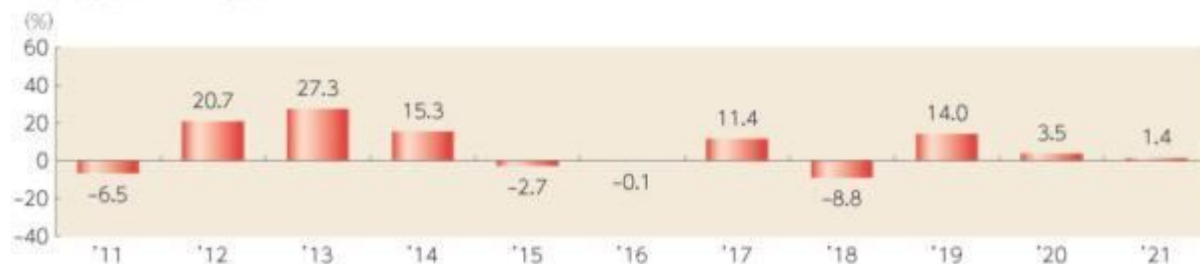
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	24.7%
2 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	19.8%
3 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.7%
4 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.1%
5 インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	5.0%
6 アライアンス・パースタイン・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	4.9%
7 三菱UFJ 日本債券ファンドF(適格機関投資家限定)	日本債券	4.9%
8 ノムラ日本債券オープンF(適格機関投資家専用)	日本債券	4.9%
9 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	3.8%
10 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	3.8%

●比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移

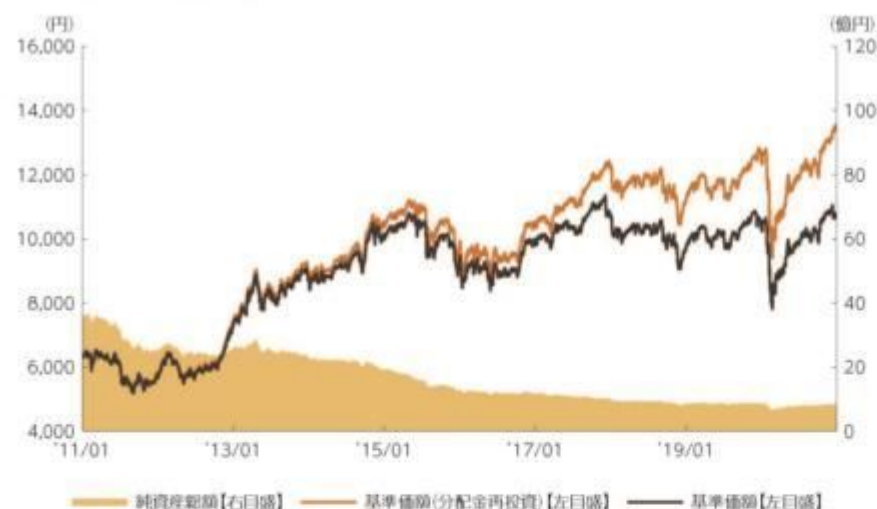


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から1月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ 資産設計ファンド(株式重視型)

■基準価額・純資産の推移 2011年1月31日～2021年1月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	10,696円
純資産総額	8.1億円

●純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2021年1月	425円
2020年7月	25円
2020年1月	395円
2019年7月	45円
2019年1月	25円
2018年7月	75円
設定来累計	2,950円

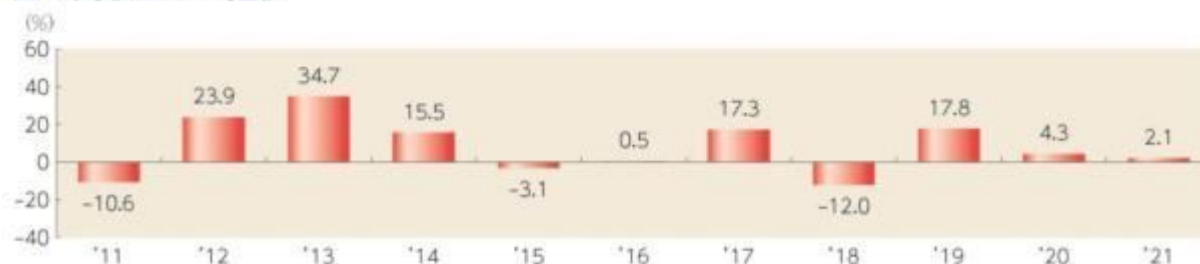
●分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	海外株式	30.1%
2 グローバル債券コア・ファンド(適格機関投資家専用)	海外債券	10.1%
3 グローバル・アセット・モデル・ファンドF(適格機関投資家専用)	絶対収益追求型運用	9.8%
4 MUAM G-REITマザーファンド	不動産投資信託	9.3%
5 ストラテジック・バリュー・オープンF(適格機関投資家専用)	日本株式	8.1%
6 三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF(適格機関投資家限定)	日本株式	8.0%
7 GIMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	5.8%
8 インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	ハイイールド債券	5.0%
9 アライアンス・パースナライズ・エマージング市場債券ファンドB(適格機関投資家専用)	エマージング債券	5.0%
10 シュロダー・グローバル・エマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	エマージング株式	4.1%

●比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2021年は年初から1月29日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×2.2%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際の申込手数料は、販売会社が定めるものとします。詳しくは販売会社にご確認ください。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

④信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱U F J 国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限（2007年3月28日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）」

毎年1月10日から3月9日、3月10日から5月9日、5月10日から7月9日、7月10日から9月9日、9月10日から11月9日および11月10日から翌年1月9日まで

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）」

毎年1月10日から4月9日、4月10日から7月9日、7月10日から10月9日および10月10日から翌年1月9日まで

「三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）」

毎年1月10日から7月9日および7月10日から翌年1月9日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

① ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

② 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

④異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（１ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から１年とします。ただし双方から契約満了日の３ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに１年間延長するものとし、その後も同様とします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年１月および７月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 隔月および四半期決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年7月10日から令和3年1月12日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,424,350	15,375,817
投資信託受益証券	796,028,966	822,269,761
親投資信託受益証券	86,007,631	87,754,075
流動資産合計	903,460,947	925,399,653
資産合計	903,460,947	925,399,653
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,954,253	2,842,273
未払解約金	1,747,197	-
未払受託者報酬	62,603	70,946
未払委託者報酬	1,267,675	1,436,646
未払利息	16	5
その他未払費用	4,358	4,948
流動負債合計	6,036,102	4,354,818
負債合計	6,036,102	4,354,818
純資産の部		
元本等		
元本	984,751,274	947,424,482
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△87,326,429	△26,379,647
（分配準備積立金）	57,774,530	53,769,491
元本等合計	897,424,845	921,044,835
純資産合計	897,424,845	921,044,835
負債純資産合計	903,460,947	925,399,653

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 2年 1月10日 令和 2年 7月 9日	自 至	当期 令和 2年 7月10日 令和 3年 1月12日
営業収益				
受取配当金		7,177,281		7,089,291
受取利息		60		18
有価証券売買等損益		△33,884,280		65,151,791
営業収益合計		△26,706,939		72,241,100
営業費用				
支払利息		2,378		2,018
受託者報酬		195,248		205,926
委託者報酬		3,953,699		4,169,881
その他費用		13,611		14,356
営業費用合計		4,164,936		4,392,181
営業利益又は営業損失（△）		△30,871,875		67,848,919
経常利益又は経常損失（△）		△30,871,875		67,848,919
当期純利益又は当期純損失（△）		△30,871,875		67,848,919
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		173,075		1,082,132
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△51,084,950		△87,326,429
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,770,251		3,085,954
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,770,251		3,085,954
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,048,842		189,464
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,048,842		189,464
分配金		8,917,938		8,716,495
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△87,326,429		△26,379,647

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 7月10日から令和 3年 1月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1. 期首元本額	1,027,365,326円	984,751,274円
期中追加設定元本額	10,878,365円	2,810,834円
期中一部解約元本額	53,492,417円	40,137,626円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	87,326,429円	26,379,647円
3. 受益権の総数	984,751,274口	947,424,482口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額 300億円以下の部分 年10,000分の45 300億円超の部分 年10,000分の40 なお、令和2年5月26日以降運用再委託を廃止しております。 2. 分配金の計算過程	1. 運用に係る権限を委託するための費用 該当事項はありません。 2. 分配金の計算過程

第77期

令和 2年 1月10日

令和 2年 3月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,522,294円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,197,444円
分配準備積立金額	D	62,347,140円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	77,066,878円
当ファンドの期末残存口数	F	999,119,511口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	771円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,997,358円

第78期

令和 2年 3月10日

令和 2年 5月11日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,380,094円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,183,438円
分配準備積立金額	D	60,139,350円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,702,882円
当ファンドの期末残存口数	F	988,775,710口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	755円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,966,327円

第79期

令和 2年 5月12日

令和 2年 7月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,879,203円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,618,143円
分配準備積立金額	D	57,849,580円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	74,346,926円
当ファンドの期末残存口数	F	984,751,274口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	754円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,954,253円

第80期

令和 2年 7月10日

令和 2年 9月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,394,920円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,635,769円
分配準備積立金額	D	57,597,211円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,627,900円
当ファンドの期末残存口数	F	982,490,810口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	749円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,947,472円

第81期

令和 2年 9月10日

令和 2年11月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,748,986円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,589,013円
分配準備積立金額	D	56,607,827円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,945,826円
当ファンドの期末残存口数	F	975,583,517口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,926,750円

第82期

令和 2年11月10日

令和 3年 1月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,811,031円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	13,260,694円
分配準備積立金額	D	53,800,733円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,872,458円
当ファンドの期末残存口数	F	947,424,482口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	737円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	2,842,273円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品

3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	54,355,195	39,732,512
親投資信託受益証券	4,536,682	6,246,757
合計	58,891,877	45,979,269

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
--	-----------------------	-----------------------

1口当たり純資産額	0.9113円	0.9722円
(1万口当たり純資産額)	(9,113円)	(9,722円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	12,171,414	19,062,868	
	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	10,078,167	47,917,652	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	150,402,056	134,068,392	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	7,169	89,784,556	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	2,348	38,777,220	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドF（適格機関投資家専用）	174,899,987	137,506,369	
	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	32,889,311	36,336,110	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	238,556,088	270,952,004	
	G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	45,694,097	30,025,591	
	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	4,158,178	17,838,999	
投資信託受益証券 合計		668,858,815	822,269,761	
親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	50,324,107	79,899,584	
	MUAM J－REITマザーファンド	2,408,836	7,854,491	
親投資信託受益証券 合計		52,732,943	87,754,075	
合計		721,591,758	910,023,836	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,171,648	63,960,830
投資信託受益証券	1,560,142,096	1,579,527,531
親投資信託受益証券	169,608,094	170,468,994
未収入金	-	10,000,000
流動資産合計	1,758,921,838	1,823,957,355
資産合計	1,758,921,838	1,823,957,355
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,395,150	40,272,165
未払解約金	-	610,928
未払受託者報酬	184,523	204,755
未払委託者報酬	4,197,900	4,658,135
未払利息	22	22
その他未払費用	12,888	14,302
流動負債合計	9,790,483	45,760,307
負債合計	9,790,483	45,760,307
純資産の部		
元本等		
元本	1,798,383,359	1,713,709,165
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△49,252,004	64,487,883
（分配準備積立金）	50,058,706	86,697,581
元本等合計	1,749,131,355	1,778,197,048
純資産合計	1,749,131,355	1,778,197,048
負債純資産合計	1,758,921,838	1,823,957,355

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 2年 1月10日 令和 2年 7月 9日	自 至	当期 令和 2年 7月10日 令和 3年 1月12日
営業収益				
受取配当金		8,089,514		5,614,075
受取利息		108		37
有価証券売買等損益		△70,827,247		164,981,548
営業収益合計		△62,737,625		170,595,660
営業費用				
支払利息		4,712		4,112
受託者報酬		378,161		401,807
委託者報酬		8,603,121		9,141,193
その他費用		26,413		28,066
営業費用合計		9,012,407		9,575,178
営業利益又は営業損失（△）		△71,750,032		161,020,482
経常利益又は経常損失（△）		△71,750,032		161,020,482
当期純利益又は当期純損失（△）		△71,750,032		161,020,482
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△1,334,701		1,786,265
期首剰余金又は期首欠損金（△）		32,141,807		△49,252,004
剰余金増加額又は欠損金減少額		994,931		793,337
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		839,125		702,892
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		155,806		90,445
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,168,818		682,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		869,310		620,588
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		299,508		61,799
分配金		10,804,593		45,605,280
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△49,252,004		64,487,883

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 7月10日から令和 3年 1月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1. 期首元本額	1,845,692,909円	1,798,383,359円
期中追加設定元本額	15,227,067円	7,879,534円
期中一部解約元本額	62,536,617円	92,553,728円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	49,252,004円	－円
3. 受益権の総数	1,798,383,359口	1,713,709,165口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額 300億円以下の部分 年10,000分の45 300億円超の部分 年10,000分の40 なお、令和2年5月26日以降運用再委託を廃止しております。 2. 分配金の計算過程	1. 運用に係る権限を委託するための費用 該当事項はありません。 2. 分配金の計算過程

第52期

令和 2年 1月10日

令和 2年 4月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	16,338,490円
分配準備積立金額	D	54,675,927円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,014,417円
当ファンドの期末残存口数	F	1,803,147,905口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	393円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,409,443円

第53期

令和 2年 4月10日

令和 2年 7月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,394,850円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	16,382,556円
分配準備積立金額	D	49,059,006円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	71,836,412円
当ファンドの期末残存口数	F	1,798,383,359口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	399円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,395,150円

第54期

令和 2年 7月10日

令和 2年10月 9日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,018,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	16,308,221円
分配準備積立金額	D	49,394,016円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	69,720,909円
当ファンドの期末残存口数	F	1,777,705,091口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	5,333,115円

第55期

令和 2年10月10日

令和 3年 1月12日

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,189,828円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	76,447,267円
収益調整金額	C	15,821,621円
分配準備積立金額	D	46,332,651円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	142,791,367円
当ファンドの期末残存口数	F	1,713,709,165口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	833円
1万口当たり分配金額	H	235円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	40,272,165円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	当期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	131,851,286	81,093,709
親投資信託受益証券	8,828,529	3,841,949
合計	140,679,815	84,935,658

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 7月 9日現在]	当期 [令和 3年 1月12日現在]
1口当たり純資産額	0.9726円	1.0376円
(1万口当たり純資産額)	(9,726円)	(10,376円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	24,178,133	37,867,791	
	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	93,037,821	442,357,623	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	96,006,799	85,580,460	
	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）	6,216	85,314,600	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	13,796	172,781,104	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	4,423	73,045,845	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドF（適格機関投資家専用）	109,962,002	86,452,125	
	三菱ＵＦＪ 日本債券ファンドF（適格機関投資家限定）	91,936,571	85,804,401	
	三菱ＵＦＪ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	66,718,397	73,710,485	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	304,757,849	346,143,964	
	G I Mエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	83,520,763	54,881,493	
	G I Mザ・ジャパン（適格機関投資家用）	8,295,294	35,587,640	
投資信託受益証券 合計		878,438,064	1,579,527,531	
親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	95,989,619	152,402,718	
	MUAM J－REITマザーファンド	5,540,613	18,066,276	
親投資信託受益証券 合計		101,530,232	170,468,994	
合計		979,968,296	1,749,996,525	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期 [令和 2年 7月 9日現在]	第28期 [令和 3年 1月12日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,838,831	46,471,380
投資信託受益証券	688,174,189	721,549,337
親投資信託受益証券	73,719,310	75,191,474
未収入金	3,000,000	9,000,000
流動資産合計	778,732,330	852,212,191
資産合計	778,732,330	852,212,191
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,977,379	32,263,303
未払解約金	-	4,396,891
未払受託者報酬	165,254	180,537
未払委託者報酬	4,172,440	4,558,493
未払利息	10	16
その他未払費用	10,678	11,676
流動負債合計	6,325,761	41,410,916
負債合計	6,325,761	41,410,916
純資産の部		
元本等		
元本	790,951,949	759,136,551
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,545,380	51,664,724
（分配準備積立金）	53,450,231	67,616,810
元本等合計	772,406,569	810,801,275
純資産合計	772,406,569	810,801,275
負債純資産合計	778,732,330	852,212,191

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	第28期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
営業収益		
受取配当金	4,200,707	2,953,700
受取利息	63	23
有価証券売買等損益	△48,463,739	105,364,325
営業収益合計	△44,262,969	108,318,048
営業費用		
支払利息	2,580	2,224
受託者報酬	165,254	180,537
委託者報酬	4,172,440	4,558,493
その他費用	10,678	11,676
営業費用合計	4,350,952	4,752,930
営業利益又は営業損失（△）	△48,613,921	103,565,118
経常利益又は経常損失（△）	△48,613,921	103,565,118
当期純利益又は当期純損失（△）	△48,613,921	103,565,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△986,393	1,938,118
期首剰余金又は期首欠損金（△）	31,364,636	△18,545,380
剰余金増加額又は欠損金減少額	521,352	846,407
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	839,582
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	521,352	6,825
剰余金減少額又は欠損金増加額	826,461	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	826,461	-
分配金	1,977,379	32,263,303
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,545,380	51,664,724

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年1月9日および7月9日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 7月10日から令和 3年 1月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第27期 [令和 2年 7月 9日現在]	第28期 [令和 3年 1月12日現在]
1. 期首元本額	796,145,630円	790,951,949円
期中追加設定元本額	16,827,446円	2,403,405円
期中一部解約元本額	22,021,127円	34,218,803円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	18,545,380円	－円
3. 受益権の総数	790,951,949口	759,136,551口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第27期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	第28期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日												
1.運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し、次に定める率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。 信託財産の純資産総額 300億円以下の部分 年10,000分の45 300億円超の部分 年10,000分の40 なお、令和2年5月26日以降運用再委託を廃止しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 該当事項はありません。												
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程												
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,119,814円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,119,814円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>4,082,194円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	4,082,194円
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	1,119,814円											
項目													
費用控除後の配当等収益額	A	4,082,194円											

費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	44,616,258円
収益調整金額	C	17,889,306円	収益調整金額	C	17,327,933円
分配準備積立金額	D	54,307,796円	分配準備積立金額	D	51,181,661円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	73,316,916円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	117,208,046円
当ファンドの期末残存口数	F	790,951,949口	当ファンドの期末残存口数	F	759,136,551口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	926円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,543円
1万口当たり分配金額	H	25円	1万口当たり分配金額	H	425円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	1,977,379円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	32,263,303円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第27期 自 令和 2年 1月10日 至 令和 2年 7月 9日	第28期 自 令和 2年 7月10日 至 令和 3年 1月12日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第27期 [令和 2年 7月 9日現在]	第28期 [令和 3年 1月12日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第27期 [令和 2年 7月 9日現在]	第28期 [令和 3年 1月12日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△22,662,141	85,123,280
親投資信託受益証券	△3,294,561	5,567,497
合計	△25,956,702	90,690,777

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第27期 [令和 2年 7月 9日現在]	第28期 [令和 3年 1月12日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9766円 (9,766円)	1.0681円 (10,681円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	20,993,660	32,880,270	
	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	50,666,214	240,897,581	
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンドB（適格機関投資家専用）	43,162,892	38,475,401	
	グローバル・アセット・モデル・ファンドF（適格機関投資家専用）	6,274	78,575,576	
	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）	3,976	65,663,640	
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンドF（適格機関投資家専用）	51,434,076	40,437,470	
	三菱UFJ 日本株スタイル・ミックス・ファンドF（適格機関投資家限定）	58,900,990	65,073,813	
	グローバル債券コア・ファンド（適格機関投資家専用）	68,988,991	78,357,695	
	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	75,277,025	49,464,533	
	GIMザ・ジャパン（適格機関投資家用）	7,394,550	31,723,358	
投資信託受益証券 合計		376,828,648	721,549,337	

親投資信託受益証券	MUAM G－REITマザーファンド	43,090,803	68,415,267	
	MUAM J－REITマザーファンド	2,078,145	6,776,207	
親投資信託受益証券 合計		45,168,948	75,191,474	
合計		421,997,596	796,740,811	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（分配型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

I 資産総額	916,776,079
II 負債総額	863,120
III 純資産総額（I－II）	915,912,959
IV 発行済口数	938,331,813口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.9761
（10,000口当たり）	（9,761）

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（バランス型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

I 資産総額	1,750,942,707
II 負債総額	3,861,142
III 純資産総額（I－II）	1,747,081,565
IV 発行済口数	1,679,844,906口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0400
（10,000口当たり）	（10,400）

【三菱ＵＦＪ 資産設計ファンド（株式重視型）】

【純資産額計算書】

令和 3年 1月29日現在

（単位：円）

I 資産総額	824,341,507
II 負債総額	13,970,674
III 純資産総額（I－II）	810,370,833
IV 発行済口数	757,666,354口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0696
（10,000口当たり）	（10,696）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年1月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2021年 1月29日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	874	15,827,561
追加型公社債投資信託	16	1,523,225
単位型株式投資信託	74	328,992
単位型公社債投資信託	35	182,690
合 計	999	17,862,468

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	53,969,686	※2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	※2	560,483	※2	638,994
金銭の信託	※2	100,000	※2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	617,032	※1	584,048
器具備品	※1	665,247	※1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	824,268	※1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		293,258		687,565
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	※2	3,990,054	※2	4,026,078
その他未払金	※2	3,961,765	※2	3,818,195
未払費用	※2	3,803,995	※2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

営業費用				
支払手数料	※2	28,533,952	※2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	※2 1,913	※2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	※2 38,388	※2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	※1	4,848	※1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2	4,420,179	※2	4,146,534
法人税等調整額		△100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金		

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円
---	---------	---------

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,328,625	85,328,625	—

(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）

円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829

評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債 合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		51,757,620
有価証券		47,281
前払費用		533,748
未収入金		22,328
未収委託者報酬		11,205,707
未収収益		1,109,882
金銭の信託		200,000
その他		216,914
流動資産合計		65,093,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	561,961
器具備品	※1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(令和2年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	※2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	※1 643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日）

営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	※1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△4,945,224	△4,945,224	△4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			△9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	△3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- (3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	—
合 計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	—
(2) 有価証券	47,281	47,281	—
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	—
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	—
資産計	80,129,387	80,129,387	—
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	—
負債計	4,401,647	4,401,647	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小 計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,476,022	2,692,895	△216,872
	小 計	2,476,022	2,692,895	△216,872
合 計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額	362,493.28円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27円
中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ②資本金の額：324,279百万円（2020年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2020年9月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2021年1月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。
 - ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
 - ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
 - ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
 - ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
 - ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
 - ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
 - ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。
- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることに

より基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年2月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ資産設計ファンド（分配型）の令和2年7月10日から令和3年1月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ資産設計ファンド（分配型）の令和3年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年2月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ資産設計ファンド（バランス型）の令和2年7月10日から令和3年1月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ資産設計ファンド（バランス型）の令和3年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年2月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ資産設計ファンド（株式重視型）の令和2年7月10日から令和3年1月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ資産設計ファンド（株式重視型）の令和3年1月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。